

# 「災害時の相互応援に関する規程」の制定について

(令和3年5月14日理事会承認)

「組織及び運営に関する規程」第37条(理事会の職務及び権限)第1項第7号に基づき、当連合会に以下の「災害時の相互応援に関する規程」を制定し施行する。

## 災害時の相互応援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地震、台風等による大規模災害(以下「災害」という。)により、一般社団法人全国住宅供給公社等連合会(以下「全住連」という。)の会員である地方住宅供給公社等(以下「会員公社」という。)の事業地域が被災した際に、被災した会員公社のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、会員公社相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、相互応援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(応援の種類)

第2条 この規程による応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災した住宅等の応急対策、復旧対策等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 被災した住宅等の応急対策、復旧対策等に従事又は支援できる職員の派遣
- (3) 被災した住宅等の応急対策、復旧対策等を行う工事事業者等の紹介及び調整
- (4) 被災した会員公社が業務を継続するために必要な資機材及び物資の提供
- (5) 前各号のほか、特に被災した会員公社から要請のあった事項

2 前項第2号の職員の派遣は、期間が概ね1か月以下の短期派遣(出張)と1か月を超える長期派遣(出向)に区分する。

(応援要請の方法)

第3条 被災した会員公社は、他の会員公社に応援を要請しようとする場合には、全住連事務局長(以下「事務局長」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、電話、メール等の迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を事務局長に提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類、応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 3 第1項の要請を受けた事務局長は、被災状況、応援要請の内容、地理的条件及び会員会社の規模等を勘案して、会員会社に対し応援を要請する。

(応援の調整・実施)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた会員会社は、応援受諾の可否をできる限り速やかに決定し事務局長に連絡する。応援できる場合には、事務局長又は被災した会員会社と具体的な応援内容について調整を行い、応援を実施するものとする。

- 2 事務局長は、会員会社による応援受諾の状況により、被災した会員会社の応援要請の内容が充足されるよう会員会社への応援の要請、調整等を継続して行う。

(応援経費の負担)

第5条 この規程に基づく応援に要した費用(人件費を除く)の負担については、原則として、応援を受けた会員会社(以下「受援会社」という。)が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援した会員会社(以下「応援会社」という。)と受援会社が協議して定めることができる。

- 2 受援会社が負担すべき費用を支払ういとまがない場合は、受援会社の求めにより応援会社が一時立替払いするものとする。
- 3 この規程に基づく応援に要した人件費については、原則として短期派遣(出張)においては応援会社が負担し、長期派遣(出向)においては受援会社が負担することとする。なお長期派遣(出向)における詳細については応援会社と受援会社の間で長期派遣(出向)契約を締結して定める。

(損害補償等)

第6条 この規程に基づく応援要請により派遣された職員が、応急対策又は復旧対策等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、労働基準法及び労働災害補償保険法等の法令の定めによるほか、前条第3項の長期派遣(出向)契約で定めるものとする。ただし、当該補償は受援会社の指示に基づく応援活動を行った場合に限る。

- 2 この規程に基づく応援要請により派遣された職員が、応援活動に従事したため、第三者又は第三者の建物その他工作物等に被害を与えた場合は、原則として受援会社はその責任と負担において対応するものとする。ただし、受援会社の指示に基づく応援活動を行った場合に限る。

(連絡体制整備)

第7条 会員会社は、この規程に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、緊急時の連絡窓口を定め事務局長に届出ることとし、事務局長は災害時の相互応援が有効に機能するよう会員会社間での必要な情報の交換を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、災害時の相互応援に関する必要な事項について重要なものは理事会、軽微なものは事業推進委員会において協議してこれを定める。ただし、災害発生時等で緊急を要する場合は、事務局が会長及び副会長と協議して定め臨時的に対応することができる。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を要する。

附 則

この規程は、令和3年5月15日から施行する。